公募型見積合わせの執行について

令和８年 10 月２日

大阪市旭区長　福岡　弘高

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

１　見積合わせに付する事項	
（１）案件番号	旭支０８１００２
（２）案件名称	トナーカートリッジほか３点買入（旭区役所）
（３）数量・特質	別紙仕様書のとおり
（４）納入期限	令和８年 11 月 20 日（金）
（５）納入場所	旭区役所生活支援課 大阪市旭区大宮１－１－17　旭区役所２階 22 番
２　日程	
（１）見積書提出期間	令和８年 10 月２日（金）～令和８年 10 月 14 日（水） 午後５時 30 分まで
（２）参加資格審査資料等提出期間	今回、参加資格審査資料の提出はありません。
（３）当該案件に関する質問期間及び質問方法	令和８年 10 月２日（金）～令和８年 10 月７日（水） 午後５時 30 分まで メールにより次のアドレスあて送信すること（質問期間内に必着）。 【質問専用メールアドレス】asahiku-mitumori@city.osaka.lg.jp ・メールの件名には、【案件番号】及び案件名称を下記のとおり記載すること。 例)【案件番号：旭支０８１００２】トナーカートリッジほか３点買入（旭区役所） ・質問内容は、原則としてメール本文に直接記載すること（同等品申請等のため画像や PDF データを添付することは可能）。 ・メール送信後、旭区役所　総務課（電話：06－6957－9625）あて着信を電話により確認すること。
（４）質問に対する回答	質問の回答は、令和８年 10 月９日（金）にホームページ上に回答する。
（５）契約相手方通知日	令和８年 10 月 16 日（金）までに電話により回答する。
（６）【契約相手方のみ】 契約手続書類持参・郵送期限	【２（５）契約相手方通知日】の翌々開庁日午後５時 30 分までに以下のとおり作成した書類を【５　事業担当】あて提出すること。 契約締結書類【原本を提出】 見積書（または契約書）に記名押印のうえ、仕様書及び質問回答書（質問がある場合）を綴じ、全頁の見開きの綴じ目に契印すること（袋とじのうえ契印可）。 ※収入印紙が必要な場合は、貼付のうえ消印すること。 誓約書【電子ファイルでの提出可】 両面印刷のうえ記名すること（契約締結書類には綴じない）。 ただし、上記要件を満たす書類を【２（１）提出期間】内に提出している場合は再度の提出は不要とする。
３　参加資格	
（１）　令和８年度大阪市入札参加有資格者名簿に「26:ＯＡ機器・用品」で登録していること。 （２）　見積書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 （３）　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 （４）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。	

4　見積書提出方法等	
（1）提出書類	物品供給見積書・内訳書　※内訳書について、様式は問わない
（2）提出書類の交付場所	物品供給見積書については、ホームページにて配布
（3）提出場所	【5　事業担当】に同じ
（4）提出方法	記入要領に従い作成した見積書を、持参、郵送又はメール(※)により提出すること。(【2（1）提出期間】内に必着) ※メールによる提出の場合は、見積書の写しを PDF データにより提出すること。 なお、「件名」欄には【案件番号】及び案件名称を下記のとおり記載すること。 例)【案件番号：旭支０８１００２】トナーカートリッジほか３点買入（旭区役所） ※メールによる提出が困難な場合は、FAX による提出も可とする。 **・メール又は FAX による提出の場合は、送信後に着信を電話により【5　事業担当】に確認すること。** ・併せて見積書の**内訳**を提出すること（様式・提出方法は問わない）。
5　事業担当	
旭区役所　生活支援課	大阪市旭区大宮１－１－17　旭区役所２階（担当：大毛・柏井） 電話　06－6957－9048 FAX　06－6952－3249 メール　tp0007@city.osaka.lg.jp
6　契約条項を示す場所	
旭区役所　総務課	大阪市旭区大宮１－１－17　旭区役所３階 電話　06－6957－9625
7　その他事項	
（1）　申請書類及び契約手続書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 （2）　大阪市契約規則第 37 条第１項第３号に該当するときは、契約保証金を免除する。 （3）　見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 （4）　決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 （5）　決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出しない場合は、契約の締結を行わないものとする。 （6）　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。 （7）　提出した見積書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができないが、見積書提出期限内に見積書錯誤無効届を提出し、本市が錯誤無効と認めた見積書については無効とすることができる。	